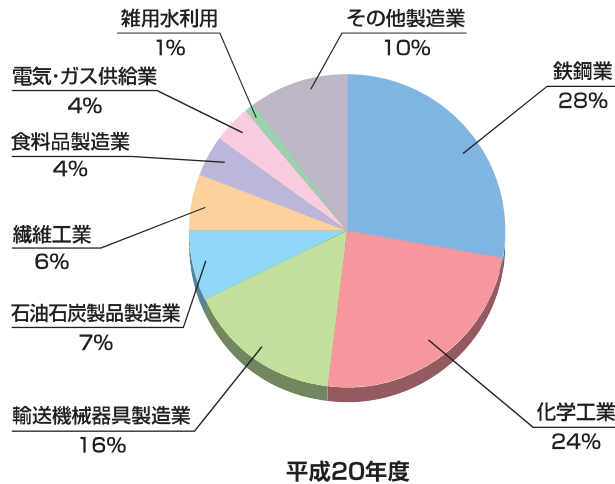


## 用途について

### 業種別契約水量



●身の回りの食料品や衣服などの食品・繊維工業から、何トンもあるような鉄を扱う鉄鋼業などの重化学工業まで、県内多種多様の製造業の企業にご利用いただいております。

●また、工業用の他にも、雑用水として、下水処理場、ゴミ焼却場、運送センター、公園などでもご利用いただけます。



豊富な水量、安定した水質、安い料金の工業用水道を是非ご利用下さい。

## 工業用水の受水について ご相談・お問い合わせ窓口

### 尾張工業用水道事業

尾張水道事務所 配水課

〒491-0917 一宮市昭和3-3-28  
TEL (0586) 45-1170 (直通)  
E-mail owari-suido@pref.aichi.lg.jp

### 愛知用水工業用水道事業

愛知用水水道事務所 配水課

〒477-0031 東海市大田町下浜田164-5  
TEL (0562) 33-2282 (直通)  
E-mail aichi-suido@pref.aichi.lg.jp

愛知用水水道事務所 尾張旭出張所 維持課

〒488-0082 尾張旭市旭ヶ丘町森35  
TEL (0561) 53-2818 (代表)  
E-mail aichi-suidoasahi@pref.aichi.lg.jp

### 西三河工業用水道事業

西三河水道事務所 配水課

〒446-0072 安城市住吉町茅原8-2  
TEL (0566) 98-5652 (直通)  
E-mail nishimikawa-suido@pref.aichi.lg.jp

### 東三河工業用水道事業

東三河水道事務所 配水課

〒440-0012 豊橋市東小鷹野2-9-1  
TEL (0532) 61-2836 (代表)  
E-mail higashimikawa-suido@pref.aichi.lg.jp

### 全事業

企業庁水道部水道事業課 業務・営業調整グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2  
TEL (052) 954-6682 (直通)  
E-mail kigyosuiji@pref.aichi.lg.jp

なお、県営工業用水道の情報はインターネットでご覧いただけます。

<http://www.pref.aichi.jp/suido/>

平成22年3月作成

## 愛知県営工業用水道のご案内

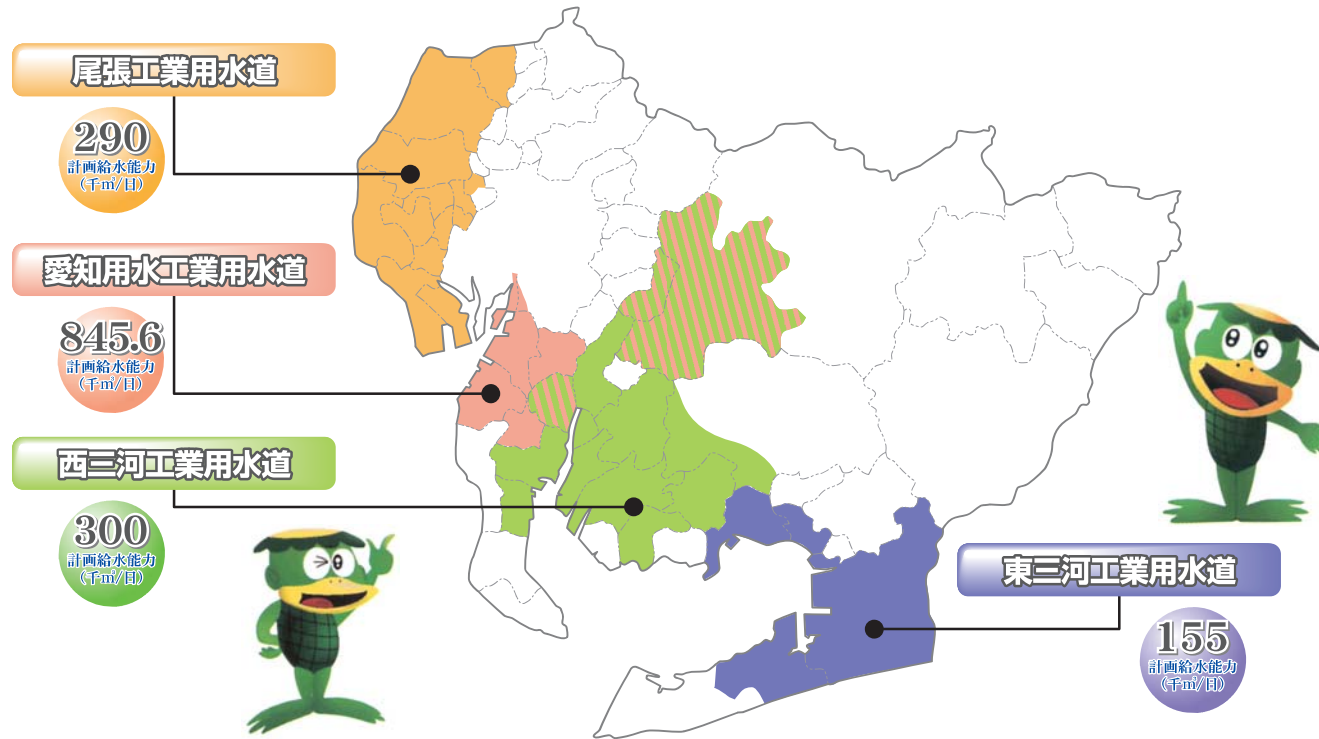


21世紀の愛知の  
産業をサポートします



## 愛知県の工業用水について・・・

愛知県では、尾張工業用水道、愛知用水工業用水道、西三河工業用水道、東三河工業用水道の4事業を運営しており、県内33市町村の区域に工業用水を供給しています。



- **尾張工業用水道** 一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市(旧清洲町の区域)、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村 8市2町1村
- **愛知用水工業用水道** 名古屋市港区のうち堀川以東の区域及び南区のうち東海道本線以西の区域、豊田市(H17.3.31以前の豊田市の区域)、東海市、大府市、知多市、みよし市、阿久比町、東浦町 6市2町
- **西三河工業用水道** 岡崎市のうち矢作川以東で一般国道1号以南及び矢作川以西の区域、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市(H17.3.31以前の豊田市の区域)、安城市、西尾市、高浜市、みよし市、東浦町、武豊町、吉良町、幸田町 9市4町
- **東三河工業用水道** 豊橋市、蒲郡市、田原市(旧田原町の区域)、豊川市(旧御津町の区域) 4市

※市町村名は、H22.4.1現在の市町村名を記載しています。

豊田市、みよし市、東浦町については愛知用水工業用水道事業と西三河工業用水道事業の重複区域

## 水質・水圧について・・・

次の基準に従い工業用水を供給いたします。

項目	基準
濁度	15度以下
水素イオン濃度	pH値6.0以上7.5以下
水温	27度以下

この他、配水管末端での水圧は、0.05メガパスカル以上で、供給いたします。

## 料金について・・・

●毎月の料金は、承認基本受水量（契約水量）に応じて料金を支払っていただく「責任水量制」を採用しております。

▼1m³当たりの事業別料金表（円）

工業用水道の区分	基本料金(円)	超過料金(円)
愛知用水工業用水道	29.5	59
西三河工業用水道	32	64
東三河工業用水道	32	64
尾張工業用水道	30	60

▼1月分の工業用水道料金

基本  
料金

+

超過  
料金

+

消費税

計算式  
承認基本受水量(m³/時)×24(時)×その月の日数×1m³当たり基本料金

給水の承認を受けた1時間当たり受水量

※超過料金は、承認基本受水量を超えて受水した場合のみ支払っていただきます。

計算式  
その月の超過水量×1m³当たり超過料金

承認基本受水量を基礎とする平均瞬間受水量を超えて受水した水量

計算式  
(基本料金+超過料金)× $\frac{5}{100}$